

平成 27 年 12 月 1 日から

# ストレスチェックの実施が義務となります

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律において、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することなどを事業者の義務とする新たな制度が導入されました。

※ 従業員数 50 人未満の事業場については当分の間努力義務

## ◆改正の趣旨・目的◆

### ■改正の背景

- ・職業生活で強いストレスを感じている労働者の割合は高い状況で推移
- ・精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最多を更新 など

### ■ストレスチェック制度の目的

- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ・労働者自身のストレスへの気付きを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

## ◆検討会報告書◆

厚生労働省では、今回の法律改正を受け検討会を開催し、具体的な制度の運用状況などの検討を行い、平成 26 年 12 月 17 日【労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関する検討会報告書】を取りまとめました。

## 【検討会報告書のポイント】

### 1 ストレスチェックの実施について

- ストレスチェックの実施者となれる者は、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士とする。
- ストレスチェックの調査票は、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の3領域を全て含むものとする。具体的な項目数や内容は、事業者自ら選定可能だが、国が推奨する調査票は「職業性ストレス簡易調査票（57 項目）」とする。

### 2 集団分析の努力義務化

- 職場の一定規模の集団（部、課など）ごとのストレス状況を分析し、その結果を踏まえて職場環境を改善することを努力義務とする。

### 3 労働者に対する不利益取扱いの防止について

- ストレスチェックを受けない者、事業者への結果提供に同意しない者、面接指導を申し出ない者に対する不利益取扱いや、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位変更等を禁止する。

★ストレスチェック制度の具体的な運用方法は、この検討会報告書を踏まえ、今後、厚生労働省令（労働安全衛生規則など）や指針等で示されます。

— 検討会報告書の全文は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。 —

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069013.html>

ストレスチェック制度の流れについては裏面の流れ図を参照してください



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



平成 26 年 12 月

## ストレスチェック制度の流れ図

＜ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ＞

